印刷請負契約書

１　件名

２　契約単価

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 規格 | 単位 | 単価 | 納入期間 | 納入場所 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

（単価の額は消費税及び地方消費税を含まない）

　上記印刷の請負について、発注者及び受注者は次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　この契約締結の証として、紙による契約の場合は本書を２通作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

　電子契約の場合は、本書を電磁的記録により作成し、当事者合意の上、電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

　　　年　　月　　日

　　　　　　　発注者　所在　土浦市大和町９番１号

　　　　　　　　　　　代表者名　土浦市　市長　安藤真理子

　　　　　　　　　　　所在

　　　　　　　受注者　商号

　　　　　　　　　　　代表者名

（総則）

第１条　受注者はこの契約に基づき、発注図書に従い、発注者の指定通りの成果物を納入しなければならない。

２　受注者はこの契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　受注者は、発注者から引き渡された原稿を善良なる管理者の注意をもって保管しなければならない。

（権利義務譲渡の禁止）

第２条　受注者はこの契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者に承諾を得たときは、この限りではない。

（納入の通知）

第３条　受注者は成果物を納入しようとするときは、あらかじめ納入期日を発注者に連絡するものとし、納入したときは発注者に納品書を提出により納品の通知をしなければならない。

（検査及び引渡し）

第４条　発注者は、受注者から前条の納品の通知を受けたときは、その日から１０日以内に、必要に応じて受注者の立会いの上、検査を行わなければならない。

２　前項の検査に合格した場合は、受注者は速やかに成果物を引き渡さなければならない。

３　第１項の検査の結果、契約内容と相違し、又は不完全なものがあり、不合格となった場合は、受注者は発注者の指定する期間までに取り替え、再検査を受けなければならない。

（費用負担）

第５条　この契約の履行に要する一切の費用は受注者の負担とする。

（危険負担）

第６条　第４条に規定する引渡し前に生じた成果物の滅失、毀損その他の危険については受注者の負担とする。

（契約金額の支払）

第７条　発注者は、引渡しが完了した後に受注者から提出された適法な請求書を受理したときは、その日から３０日以内に受注者に契約金額を支払わなければならない。

（履行遅延の場合における損害金）

第８条　受注者の責めに帰する理由により、納入期限までに成果物を納入できない場合においては、納入期限経過後相当の期間内に納入する見込みがあるときは、発注者は受注者から損害金を徴して納入期限を延長することができる。

２　前項の損害金の額は、契約金額に対してその遅延の日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額とする。

３　第１項の損害金を徴する方法は、契約金額の支払額から減じる方法により行う。

（契約不適合責任）

第９条　納入された成果物が、種類、品質又は数量において契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という）は、発注者は、受注者に対して、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完または、これに代えて若しくは併せて損害賠償を請求できる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求とは異なる方法により履行の追完をすることができる。

２　前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者はその契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

３　受注者が契約不適合である成果物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその契約不適合を知った時から１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者はその契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない、ただし、受注者が引渡しのときに契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

（納入期限の延長）

第１０条　受注者が天災その他真にやむを得ない事由により納入期限内に成果物の納入ができないときは、受注者の請求により発注者の承諾を得て、納入期限を延長することができる。

（契約の変更）

第１１条　発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は成果物の納入を中止させることができる。

（発注者の解除権）

第１２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、契約を解除するときはその旨を受注者に通知するものとする。

　（１）　正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

　（２）　納入期限までに納入することができないとき又は納入期限経過後相当の期間内に成果物を納入しないとき。

　（３）　引き渡された成果物に契約不適合がある場合において、これによって、契約の目的が達成できないとき。

　（４）　正当な理由なく、第１０条第１項に規定する履行の追完、第２項に規定する代金の減額がされないとき。

　（５）　契約の履行にあたり、不正な行為があったとき

　（６）　契約の履行にあたり、正当な理由なく、発注者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。

（７）　前各号に掲げるもののほか、この契約に違反したとき

２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、契約を解除するときは、その旨を受注者に通知するものとする。

（１）　成果物を納入することができないことが明らかなとき。

（２）　成果物の納入を拒絶する意思を明確に示したとき。

（３）　契約の一部が履行不能である場合又は、一部の履行を拒絶する意思を明確に示した場合において、残存する部分のみでは、契約の目的を達成することができないとき。

（４）　契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達成することができない場合において、契約の履行をしないでその時期を経過したとき。

（５）　第２条の規定に違反し、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。

（６）　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が催告をしても契約の目的を達成するに足りる見込みがないことが明らかであるとき。

（７）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約より生じる権利又は義務をを譲渡したとき。

　（８）　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

　　イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、　その支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

　　ロ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　ヘ　業務上の契約に当たり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該業者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を業務上の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（解除の場合の違約金）

第１３条　次の各号のいずれかに該当する場合において、受注者は違約金として契約金額の１０分の１に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

　（１）　第１２条の規定により、この契約が解除された場合

　（２）　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務が履行不能となり、この契約が解除された場合

２　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

　（１）　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

　（２）　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

　（３）　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

（受注者の解除権）

第１４条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。なお、契約を解除するときは、その旨を発注者に通知するものとする。

２　受注者は、発注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、契約を解除するときは、その旨を発注者に通知するものとする。

　（１）　第１２条の規定により、契約内容を変更する場合において、契約金額が３分の２以上減少したとき

　（２）　第１２条の規定により、成果物の納入を中止させた場合において、その中止期間が契約締結日から納入期限までの期間の１０分の５（当該機関の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が成果物の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の納入が完了した後３月を経過しても、その中止が解除されないとき。

３　前２項により契約を解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は発注者にその損害の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、双方協議により定めるものとする。

（解除の制限）

第１５条　第１２条の規定に定める場合が発注者の責めに帰するべき事由によるものであるときは、発注者はこの契約を解除することができない。

２　第１４条の規定に定める場合が受注者の責めに帰するべき事由によるものであるときは、受注者はこの契約を解除することができない。

（個人情報の保護）

第１６条　受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

第１７条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上定めるものとする。

（電子契約の特例）

第１８条　この契約を電子契約により締結した場合は、契約の効力は電子契約のタイムスタンプにかかわらず、契約書頭書に記載の契約日から生じる。

特約事項

（独占禁止法等に該当した場合の特約）

第１条　受注者はこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。本契約が単価契約の場合は、契約期間全体の予定総額。以下同じ。）の100分の15に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第１号又は第２号のいずれかに該当した場合であって、排除措置命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

(1)　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（当該排除措置命令がされなかった場合にあっては、独占禁止法第62条第１項に規定する納付命令。以下同じ。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。（独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）

(2)　受注者が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について却下又は請求棄却の判決が確定したとき。

(3)　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は第198条による刑が確定したとき。

第２条　前条の場合において、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する契約金額の100分の15に相当する額の違約金に代えて、契約金額の100分の20に相当する額の違約金を発注者に支払わなければならない。

(1)　前条第１号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３の規定の適用があるとき。

(2)　前条第３号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3)　受注者が本契約に関し、独占禁止法等に抵触する違反行為は行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

第３条　受注者が第１条又は第２条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第４条　受注者は契約の履行を理由にこの違約金の支払いを免れることはできない。

第５条　第１条及び第２条の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

別　記

個　人　情　報　取　扱　特　記　事　項

　（基本的事項）

第１条　受注者は、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報に関する関係法令、関連するガイドライン及び以下の事項を遵守の上、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

　（秘密の保持）

第２条　受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏えいしてはならない。

（目的外使用等の禁止）

第３条　受注者は、発注者の書面による指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者（受注者の子会社を含む。以下同じ。）に提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止等）

第４条　受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２　前項ただし書に規定する場合において、受注者は、再委託先に対し、この個人情報取扱特記事項に定める受注者の義務と同等の義務を課すとともに、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。この場合において、受注者は、再委託先との間で、発注者が再委託先に対し当該義務の履行を直接求めることができる旨の契約を締結しなければならない。

３　受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負う。

　（複写又は複製の禁止）

第５条　受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

　（安全管理措置）

第６条　受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

２　受注者は、安全管理措置を講じるに当たっては、発注者が自ら講じている安全管理措置と同等以上の措置を講じなければならない。

（業務従事者等に対する監督等）

第７条　受注者は、個人情報の取扱いに係る責任者及び業務従事者を定め、これらの者以外に個人情報を取り扱わせてはならない。

２　受注者は、個人情報を取り扱う業務従事者の人数及びその権限を必要最小限にしなければならない。

３　受注者は、個人情報を取り扱う業務従事者に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発及び情報セキュリティ対策等の個人情報の適正な管理のために必要な研修を実施しなければならない。

（個人情報を取り扱う場所等）

第８条　受注者は、個人情報を取り扱う場所を定め、当該場所以外で個人情報を取り扱ってはならない。

２　受注者は、個人情報を前項に規定する取扱場所から持ち出してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（安全管理措置の報告等）

第９条　受注者は、発注者に対し、業務の着手前に、次に掲げる事項を書面により報告しなければならない。当該報告後に変更があった場合も、同様とする。

（１）情報セキュリティ対策の実施状況

（２）個人情報の取扱いに係る責任者（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。）及び特定個人情報（同条第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱う業務にあっては、責任者及び業務従事者）

（３）個人情報を取り扱う場所

（４）第７条第３項の研修の内容

（５）前各号に掲げるもののほか、書面により別途発注者が指示した安全管理措置に関する事項

　（収集の制限）

第１０条　受注者は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（事故発生時における報告等）

第１１条　受注者は、個人情報の漏えい等に係る事故が発生した場合、又は発生したおそれがあると判断した場合は、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。この場合において、受注者は、発注者の指示に従い、当該事故の対応及び２次被害の防止等の必要な措置を講じなければならない。

２　発注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

　（個人情報の消去等）

第１２条　受注者は、業務完了後直ちに、発注者から提供を受け、若しくは提供を受けたものを複写し、若しくは複製し、又は業務を処理するため受注者自ら収集し、若しくは作成した個人情報を、発注者の指示に従い消去し、及び個人情報が記録された資料等を発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示した方法による。

　（契約の解除及び損害賠償）

第１３条　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

２　業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合であって、受注者の故意又は過失を問わず受注者が発注者に対し損害を発生させたときは、受注者は、発注者に対し、その損害を賠償しなければならない。

（委託業務の検査等）

第１４条　発注者は、必要と認めるときは、受注者の個人情報の取扱いの状況について監査若しくは検査（実地での検査を含む。以下同じ。）をし、又は受注者に対し、必要な報告を求めることができる。

（発注者の指示）

第１５条　発注者は、第９条若しくは前条の報告を受け、又は前条の監査若しくは検査の結果、受注者による安全管理措置等が不十分であると判断した場合には、当該措置等の改善をするよう受注者に指示することができる。この場合において、受注者は、正当な理由がない限りその指示を拒んではならない。

（存続）

第１６条　この契約が効力を失った場合であっても、受注者が業務に関して知り得た個人情報を保有している限り、この個人情報取扱特記事項の定めは、引き続き効力を有するものとする。